

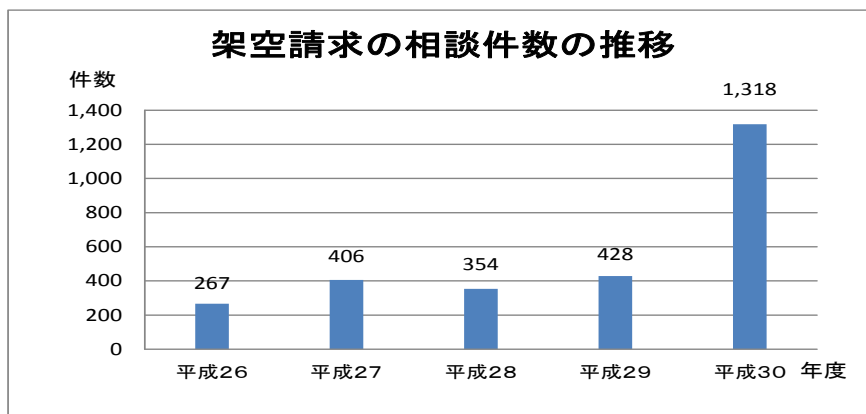
架空請求の相談が1000件を突破！

—身に覚えがないと思ったら絶対に相手に連絡しないこと！—

八王子市消費生活センターには「身に覚えのない請求を受けた」等の架空請求に関する相談が寄せられており、平成29年度は428件でしたが、平成30年度に急増し、平成30年度（2019年3月時点）は1000件以上の相談が寄せられました。

近頃、封書による架空請求に加え、女性ばかりでなく

男性にも請求が来始めているなど、依然として架空請求に関する相談が多く寄せられている状況から、消費者が被害に遭わないよう、架空請求に関するアドバイスをまとめ、消費者に情報提供します。



相談事例からみる最近の手口

1. 架空請求の通信手段は多様化している。 2. 連絡を取らせようと様々な手口で消費者の不安をあおる。 3. 連絡すると金銭を請求される。 4. 様々な支払い手段が悪用されている。

相談事例

★公的機関のような団体から「消費料金に関する訴訟最終告知」と書かれたハガキが届き、連絡したら弁護士費用を支払うよう請求されコンビニで電子マネーを買い支払った。

★大手通販会社を名乗る電話があり有料コンテンツの未納金があると請求され、プリペイドカードで支払った。

消費者へのアドバイス

★身に覚えがなければ絶対に連絡しないようにしましょう

★架空請求か判断がつかず不安に思ったり、執拗（しつよう）な請求等のトラブルにあった

場合には、八王子市消費生活センター（042-631-5455）に相談しましょう。

（国民生活センターHPより一部引用）

毎年5月は「消費者月間」です。消費者団体、事業者団体、行政等が一体となって、消費者問題に関する教育・啓発等の事業を全国各地で集中的に行っています。

令和元年度(2019年度)のテーマは「ともに築こう 豊かな消費生活 ～誰一人取り残さない 2019～」

※ 昭和43年5月に施行された「消費者保護基本法」(平成16年改正により題名を「消費者基本法」に変更)の施行20周年を機に、昭和63年から毎年5月が「消費者月間」とされています。

(消費者庁HPより一部引用)

商品をSNSで宣伝すると報酬がもらえるといって多額の商品を購入させる儲け話にご注意!

事例

商品を購入し、SNSで宣伝すればクレジットカードのポイントが貯まるという広告代行ビジネスの事業者を知人から紹介された。実際に事業者指定された食品、日用品、化粧品などをクレジットカードで約150万円分購入し、SNSで宣伝したところ、商品購入代金が全額入金されクレジットカードのポイントも貯まったので、翌月は約400万円分の商品を購入した。しかし、事業者からの入金がなく、クレジットカード会社に支払いができなくなってしまった。このまま約400万円の商品購入代金を支払わなければならないのか。

アドバイス

1. 「簡単に儲かる」などと副業サイト等に掲載されていたり、友人等から紹介されたりしても、その内容を鵜呑(うの)みにせず、慎重に判断しましょう。
2. クレジットカードで多額の商品を購入したものの、約束の商品購入代金の入金がなかったため自分の預金を崩して支払ったり、借金せざるを得なくなったりしたケースもありますので、勧められるがままに多額の商品を購入することは危険です。
3. 不安に思った場合やトラブルになった場合はすぐに 八王子市消費生活センター (042-631-5455) に相談しましょう。

(国民生活センターHPより一部引用)

八王子市消費生活センター

相談専用電話：042-631-5455

- 相談時間 ➤ 午前9時～午後4時30分
- 相談日 ➤ 月曜日～土曜日 (祝・休日、年末年始を除く)

*相談は無料、秘密は守られます。
*クリエイトホール休館日は電話相談のみとなります。
*土曜日にお越しの際は、事前に電話連絡をお願いします。

- 問い合わせ ➤ 電話：042-631-5456 FAX：042-643-0025

〒192-0082 八王子市東町5-6 クリエイトホール地下1階

※ご相談は、電話又は来所でお受けしています。

FAXではご相談いただけませんが、受付方法などのお問い合わせはFAXでもお受けしています

※年末年始を除く祝・休日については「消費者ホットライン」☎188でご相談(午前10時～午後4時)を受け付けています。



まずは
ご相談
を